

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年6月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600940号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700120号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年12月2日から同年12月1日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年3月1日から同年7月1日まで
② 平成8年12月1日から同年12月2日まで
③ 平成8年12月28日から平成9年1月1日まで

私は、前回、請求期間①について、B社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

また、請求期間②及び③について、平成8年12月1日から平成9年1月1日までの期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、平成8年12月2日から同年12月28日までの期間については被保険者期間として記録訂正が認められたが、請求期間②及び③については訂正が認められなかった。

所持する雇用契約書により、請求期間①はB社に、請求期間②及び③はA社に勤務していたことは間違いなく、前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、請求期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者が所持する雇用契約書及びA社における取締役の陳述により、請求者が同社において平成8年12月1日から雇用契約書に記載された契約内容に基づき勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を同年12月1日に訂正することが必要である。

2 請求期間①について、i) 請求者の所持するB社との雇用契約書における雇用期間は平成5年3月1日から平成6年2月28日までとされているものの、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録によると、資格取得年月日は平成5年7月1日、離職年月日は平成6年2月15日で

あり、請求期間①の同社における勤務が確認できないこと、ii) 請求者がB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の前後に当該資格を取得した者10名のうち、雇用保険の記録が確認できた8名の当該記録の取得年月日は、厚生年金保険の記録と全て一致していることが確認できること、iii) 請求者は当該期間における給与明細書などを所持していないこと、iv) B社の事業主は、同社については平成6年に倒産したため資料は一切残っておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答していること、請求者が当該期間に同社に勤務していたことを具体的に覚えている者も確認できないことから、既に平成27年11月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「新たな資料はないが、所持する雇用契約書により請求期間にB社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたのは間違いない。」と強く主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、B社における請求期間の厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料は所持しておらず、前回と同様の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間③について、i) 請求者の所持するA社との雇用契約書における契約期間は、平成8年12月1日から平成9年11月30日までとされているものの、請求期間③について雇用保険の記録が確認できないこと、ii) 請求者は当該期間における給与明細書などを所持していないこと、iii) A社の事業主は、同社については平成9年に倒産したため会社の資料が残っておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態について不明である旨陳述していることから、既に平成27年11月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「新たな資料はないが、所持する雇用契約書により請求期間にA社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったことは間違いない。」と強く主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、A社における請求期間の勤務を裏付ける新たな資料は所持しておらず、同社の取締役も、請求者より先に同社を退職したため請求者の退職日については分からないと陳述していることから、本来厚生年金保険被保険者資格喪失届により記録されるべき喪失日は不明であり、前回と同様の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。